

## **第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針**

**古河市景観計画**

**5-1 景観重要建造物（建築物、工作物）**

**5-2 景観重要樹木**



## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

### 5－1 景観重要建造物（建築物、工作物）

#### （1）景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地区の自然、歴史、文化等からみて、景観形成上重要と認められる外観を有する建造物を対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定できるものとします。

- ① 地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている建造物であること。
- ② 市民に親しまれ愛されている建造物であること。
- ③ 市民や来訪者にとってシンボル的、象徴的な建造物であること。
- ④ 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるものであること。
- ⑤ 維持管理を行う個人又は団体があること。

#### （2）景観重要建造物の指定を行う建造物

次のいずれかに該当するものについては、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を積極的に行うものとします。

##### ① 登録有形文化財等の建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、茨城県文化財保護条例、古河市文化財保護条例に基づく建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成に重要なものであるため、これらの文化財に指定又は登録された建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

##### ② 歴史的な意匠建造物

市内に点在する歴史的な意匠建造物としての商家、蔵、社寺等のうち、歴史的な意匠を継承し、かつ、地区における街なみ景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

##### ③ 象徴性のある景観建造物

街なみの景観を特徴付けている建造物で、優れたデザイン性を有し、市民や来訪者にとってシンボル的、象徴的な建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

##### ④ 田園景観と調和した建造物

河川及び水田からなる低地部、台地部に広がる畑地、平地林からなるのびやかな田園景観に位置する集落地内にある豊かな屋敷林を伴う農家住宅などの、地区における景観整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

#### （3）景観重要建造物の指定の方法

景観重要建造物の指定は、方針に合致するものの中から建造物の所有者の意見を聴くほか、古河市景観審議会の意見を聴いた上で市長が指定するものとします。

#### (4) 景観重要建造物の指定（当初）

地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている建造物の優れた外観等を適切に保全し、後世に継承していくため、次の建造物を景観法に基づき景観重要建造物として指定します。

◆表一 景観重要建造物の当初指定物件

指定番号	建造物の名称	年代	構造等	所在地	外観の主な特徴等
第 1-1 号	篆刻美術館表蔵棟 (旧平野家表蔵)	大正 1920 年	石造 3 階建、間口 4.545m、奥行 6.363 m、建築面積 28.92 m <sup>2</sup>	中央町 二丁目	大谷石を用いた 3 階建の小規模な 蔵で、妻側に独特の意匠の開口部 を設ける。
第 1-2 号	篆刻美術館裏蔵棟 (旧平野家裏蔵)	大正 1920 年	石造 2 階建、間口 14.544m、奥行 4.545 m、建築面積 66.10 m <sup>2</sup>	中央町 二丁目	表蔵棟の南側に中庭を挟んで建つ 標準的な切妻造 2 階建の石蔵。
第 2-1 号	坂長本店店蔵 (旧古河城文庫蔵)	江戸 後期	土蔵造、瓦葺、桁行 7.21m、梁間 5.45m、 建築面積 55 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	旧大工町通りに面し、間口 4 間、 奥行 3 間の土蔵造 2 階建の店舗で、 1 階正面に土庇が付く。
第 2-2 号	坂長本店袖蔵 (旧古河城乾蔵)	江戸 1863 年	土蔵造、瓦葺、桁行 7.27m、梁間 4.54m、 建築面積 60 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	店蔵に並んで通りに面して角地に 立ち、切妻面を正面にみせる 2 階 建の土蔵。外壁は白漆喰塗り、屋 根は切妻造、桟瓦葺とする。
第 2-3 号	坂長本店主屋	明治 前期	木造 2 階建、瓦葺、建 築面積 135 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	主屋は、木造 2 階建で座敷飾などの細工や意匠が優れた和風建築。
第 2-4 号	坂長本店文庫蔵 (旧質蔵)	江戸 1858 年	土蔵造 2 階建、瓦葺、 建築面積 54 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	主屋の後方に位置する 2 階建の土 蔵で、屋根は切妻造、桟瓦葺とす る。外壁は白漆喰塗で、一部を黒 漆喰塗とする。
第 2-5 号	坂長本店中蔵	江戸 中期	土蔵造 2 階建、瓦葺、 建築面積 52 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	屋敷地最奥、文庫蔵と石蔵の間に 位置する 2 階建の土蔵。外壁は白 漆喰塗り、屋根は切妻造、桟瓦葺 とする。
第 2-6 号	坂長本店石蔵	大正	石造 2 階建、瓦葺、建 築面積 104 m <sup>2</sup>	中央町 三丁目	外壁は大谷石の切石積とし、1 階各 所に扉口を構え、扉口両脇柱及び まぐさに長大な一石の切石を用い る。屋根は切妻造、桟瓦葺とし、2 階の妻壁に窓を設ける。
第 3-1 号	酒井蔵	大正 1913 年	石造(大谷石)、瓦葺、 総面積 219.99 m <sup>2</sup>	本町 一丁目	倉庫と蔵座敷が L 字形でつながっ ている。

資料：文化遺産オンライン等

## 5－2 景観重要樹木

### (1) 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地区の自然、歴史、文化等からみて、地区の景観形成上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で景観重要樹木に指定できるものとします。

- ① 地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている樹木であること。
- ② 市民に親しまれ愛されている樹木であること。
- ③ 市民や来訪者にとってシンボル的、象徴的な樹木であること。
- ④ 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるものであること。
- ⑤ 維持管理を行う個人又は団体があること。

### (2) 景観重要樹木の指定の方法

景観重要樹木の指定は、良好な景観の形成に重要と認められるかどうか及び維持保全の状態を確認し、樹木の所有者の意見を聞くほか、古河市景観審議会の意見を聴いた上で市長が指定するものとします。